

令和7年12月10日

発注者様 各位

公益社団法人 長野シルバー人材センター

「新しい契約方法（包括的契約）」への移行について

日頃、当シルバー人材センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和6年11月1日に、いわゆる「フリーランス法」（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）が施行されましたが、これに伴い同法の適用を受けるセンター会員が安心・安全に就業できる環境を整える必要があります。

法の趣旨に沿い、厚生労働省から全国のシルバー人材センターに向けて、「お客様とセンター」、「センターと会員」、「お客様と会員」の3者間による包括的契約に見直すよう方針が示されました。

当センターにおいても、この指針に則り従来「請負・委任」の業務でお取引をいただいておりましたお客様を対象に、令和8年4月から新たな契約方法へと移行させていただくことになりました。

これに伴う変更は、下記及び別紙リーフレットのとおりですが、業務に係るお手続きや会員の働き方についての変更はございません。

契約方法の変更にご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 移行する契約 請負・委任業務を「包括的三者契約」に移行

※センターをご利用いただく際の基本的ルールを「シルバー人材センター利用規約」（別紙）、「会員業務就業規約」に定め、本センターホームページにおいて公開しております。

2 移行時期 令和8年4月1日

3 その他 ご不明な点がありましたら、下記にお問い合わせください。

〒380-0814 長野市大字鶴賀西鶴賀町1481番地1

長野シルバー人材センター

TEL 026-237-8315

e-mail nagano@naganosc.jp